# 国民年金システム標準化ベンダー分科会 (第二回) 議事概要

日時:令和4年11月4日(金) 13:00~15:00

場所:オンライン開催

事務局設置会場:丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

#### 出席者(敬称略)

(構成員)

長友 悟 株式会社RKKCS 企画開発本部住基内部システム部 部長

深谷 瞬 株式会社TKC 住基・税務情報システム開発センター住民情報システム技術部

チーフ

川江 祐介 日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任

西澤 那智 株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション

事業部第一ソリューション部 部長

黒田 隆史 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部

主任技師

#### (オブザーバー)

耕司 厚生労働省デジタル統括アドバイザー 上野 厚生労働省デジタル統括アドバイザー 山本 康 デジタル庁プロジェクトマネージャー 伊藤 豪一 デジタル庁プロジェクトマネージャー みゆき 前田 デジタル庁地方業務標準化エキスパート 橋本 泰明 デジタル庁地方業務標準化エキスパート 與那嶺 紗綾 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 丸尾 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 水村 将樹

小此木 洗樹 デジタル庁統括官付参事官付

堂前 昭彦 日本年金機構事業企画部事業企画グループ長 地藤 学 日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長

高柳 淳一 日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ長 島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 巣瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

鎌倉 静香 厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

平山 宏昌 厚生労働省年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

#### 【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
- (1)標準仕様書改版の進め方
- (2)業務及び機能帳票要件に対する論点討議
- (3) その他
- 3. 閉会

## 【意見交換(概要)】

- (1)標準仕様書改版の進め方
- 10 月上旬から中旬にかけて、事務局にて標準仕様書(1.0 版)策定までの取り組みを振り返り、標準仕様書改版の考え方及び今後の進め方について事前整理を実施した。整理内容をもとに、10 月下旬から 11 月上旬にかけて第二回ワーキングチーム・ベンダー分科会において機能・帳票要件一覧について、11 月中旬から下旬にかけて第三回ワーキングチーム・ベンダー分科会において機能・帳票要件一覧、帳票詳細要件及び帳票レイアウトについて討議する予定である。討議結果を踏まえ、標準仕様書改版案を作成の上、12 月 23 日に開催予定の第二回研究会にて標準仕様書改版案を確定することを考えている。その後、1 月から 2 月にかけて標準仕様書改版案に対して全国意見照会を実施し、その結果を整理の上、2 月下旬の第三回研究会にて討議を行い、標準仕様書改版案を確定させる。なお、改版案についてはデジタル庁に共有の上、3 月末にかけて横並び調整を行ったうえで、改版を発出予定である。(事務局)
- 標準仕様書改版に向けた論点を確認する。まず、標準仕様書改版以降で対応すべき事項として「令和3~4年度の申し送り事項」、「領域間の整合作業」及び「法令・制度改正対応」がある。これらの対応すべき事項について洗い出しと再整理を行い、検討テーマとして「新規機能・帳票の追加」「新規業務(及び機能・帳票)の追加」「標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」「法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」「年金機構側の業務変更を伴う事項」「横並び調整方針への対応」「共通事項の整備への対応」の7つに区分し、各検討テーマについて討議事項(案)を整理した。なお、検討テーマのうち「新規業務(及び機能・帳票)の追加」「法令・制度改正予定の標準仕様書への反映」「年金機構側の業務変更を伴う事項」「横並び調整方針への対応」「共通事項の整備への対応」については、該当事項なしまたは中長期的な課題として討議対象外と整理した。(事務局)
- 討議事項(案)のうち、機能・帳票要件一覧に係るものを第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて、帳票詳細要件/帳票レイアウトに係るものを第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会にて議論する予定である。なお、第三回ワーキングチーム及びベンダー分科会では、第一回研究会において意見照会の要望の取り込み基準についてご指摘を頂いたことを踏まえて、前述の討議事項(案)の他に「論点⑥:要件種別定義の基準」についても議論する予定である。(事務局)
- 以上が標準仕様書改版に向けた取り組み方針であり、この方針に沿って下期を進めさせていただきたい。なお、ご意見等あればお伺いしたい。(事務局)
- 9月30日の地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議(第2回)の「地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点について」という資料において標準仕様書の改定に関する基本的な考え方が示されており、「機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。」との記載がある。この標準仕様書の改定に関する基本的な考え方も含めて、「資料1標準仕様書改版に向けた進め方」のp7に検討テーマの区分を作成しているのか、それとも標準仕様書の改定に関する基本的な考え方について現段階では詳細が分からないため、検討テーマには含んでいないのかを確認したい。(構成員)
- ご質問頂いた件については、デジタル庁より方針に関する正式な依頼を頂いた上で国民年金システム標準化における対応方針を検討させていただく予定である。(オブザーバー)

- 「資料1 標準仕様書改版に向けた進め方」の p10 の「論点⑥:要件種別定義の基準」の議論の進め方として、構成員より事前に意見を収集し、事務局にて取りまとめ、ワーキングチーム・ベンダー分科会で議論を行うという方法は可能か。 (構成員)
- 事務局として要件種別定義の基準をお示しした上で議論を進める想定であったものの、ご指摘頂いた進め方も有用な進め方であると考えるため、その進め方で議論をさせていただく。 (事務局)
- なお、片手落ちとならないようにベンダーだけではなく自治体の意見も収集の上、議論を進めて頂きたい。 (構成員)

### (2) 業務及び機能帳票要件に対する論点討議

- [機能・帳票要件における論点①:各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 一資格異動(種別変更)一]各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論一資格異動(種別変更)一]「第1号→第3号への種別変更に係る登録等の要件記載位置の修正」や「種別変更要件の事務レベル2の整理」に関するご意見を頂いている。これらを踏まえ、「第1号被保険者から第3号被保険者への変更」「第3号被保険者から第1号被保険者への変更」は「種別変更」「資格喪失及び資格取得」のいずれとすべきかについて整理させていただきたい。現状、標準仕様書1.0版では、「第3号被保険者から第1号被保険者への変更」は種別変更として記載し、「第1号被保険者から第3号被保険者への変更」は資格喪失として記載しているが、改版に向けた対応案としては「種別変更(第1号取得)」は「種別変更」に記載を改め、「第1号→第3号への種別変更(第1号資格喪失扱い)」は「資格喪失」に記載を改めたうえで、機能・帳票要件一覧の「要件の考え方・理由」にて種別変更の詳細を補足することを考えている。なお、ワーキングチームでは「事務局案のとおりとする」という結論となった。(事務局)
- 「第1号被保険者から第3号被保険者への変更」は資格喪失として記載し、「第3号被保険者から第1号被保険者への変更」は種別変更として記載するのは分かりにくいと考える。厚生年金から国民年金に切り替える際には資格の再取得という用語を使用していたことも踏まえ、「第3号被保険者から第1号被保険者への変更」は資格再取得という記載の方が分かりやすいのではないかと考える。なお、国民年金システムから住民基本台帳システムに連携する情報として「種別変更した日」があるが、この「種別変更した日」というのは「第3号被保険者から第1号被保険者への変更がされた日」を指しているのかについて確認をさせていただきたい。(構成員)
- ご指摘頂いた通り、自治体内部としての処理の考え方と事務の名称が異なっている部分があるため、機能・帳票要件一覧の「要件の考え方・理由」にて補足が必要と考える。なお、「資格再取得」という用語を利用するか否かについては年金局と検討させていただきたい。(事務局)
- 事務局案の通りで問題ない。(構成員)
- [機能・帳票要件における論点①:各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 一資格異動(海外転出) 一]「住基法上の転出届(国外)があったときは国民年金の資格喪失の届出があったものとみなすための要件の追加」に関するご意見を頂いている。これを踏まえ、海外転出に伴う「第1号被保険者」「任意加入被保険者」資格について、実業務及び法令上の取り扱いを踏まえ、標準仕様書上ではどのような取り扱いとするかを整理させて

いただきたい。現状、標準仕様書 1.0 版では、「死亡」は自動で喪失処理を行う要件を具備している一方、「海外転出」は自動処理を行う要件は具備していない。法令上は「転出届に付記がある場合、資格喪失届があった」ものとみなされることを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、転居届に付記があることが確認及び連携される前提で、「第1号被保険者」「任意加入被保険者」の場合、海外転出に伴い自動で資格喪失処理を行うという要件を追加すべきかと考えている。なお、ワーキングチームでは「海外転出に伴う自動処理は対応しない」という結論となった。(事務局)

- オプションの要件として整理した方が良いのではないかと考える。なお、弊社システムは、 自動での資格喪失処理を行うかどうかを事前設定で選択できるようになっており、自動での 資格喪失処理を利用されている自治体がある。(構成員)
- 自動での資格喪失処理を行っている自治体と、そうではない自治体が混在しているため、オプションの要件として整理した方が良いのではないかと考える。(構成員)
- 弊社システムは、自動での資格喪失処理を行うかどうかを事前設定で選択できるようになっており、利用している自治体も、そうでない自治体もあるので、オプションの要件として整理した方が良いのではないかと考える。(構成員)
- [機能・帳票要件における論点①:各種業務及び機能要件に関する記載最適化 討議事項各論 一年金生活者支援給付金一]「年金生活者支援給付金の所得情報等提供依頼データ(70通知)における調査時点は当該年度の4月1日住民基本台帳情報が基準日となっているため、基準日時点のデータ保持が必要ではないか」というご意見を頂いている。これを踏まえ、国民年金システムにて保持するデータ範囲の考え方について確認をさせていただきたい。現状、標準仕様書1.0版では、4月1日時点の情報で情報提供する旨は記載しているものの、住民記録システムとのリアルタイム連携は、基準日時点の情報を取得する要件は明記されていない。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、「基準日」時点での住民基本台帳情報を住民記録システムより取得できる旨の要件を追記すべきかと考えている。なお、住民記録システムにて都度確認できれば保持不要なため、国民年金システムでのデータ保持は要件としないことを考えている。ワーキングチームでは「4/1 に限らず、「特定する時点の」情報を取得できるように定義すべき。データ保持はしない。ただ、要件の詳細な記載内容はベンダー分科会に諮る」という結論となった。(事務局)
- 住民記録システムの標準仕様書 3.0 版を確認すると、履歴情報の保有の仕様が変更となっている。弊社認識では、基本データレイアウトをもとに基準日時点のデータを住民記録システムにて作成して、他業務システムにデータ連携をするのは難しいと考える。従って、基本データレイアウトを所管しているデジタル庁及び住民記録システムの標準仕様書を所管している総務省のデジタル基盤推進室に、基準日時点のデータを作成して他事務システムに連携可能かをご確認いただきたい。議論については、その確認を行った上で進めるべきであると考える。(構成員)
- 「資料 2 業務及び機能帳票要件に対する論点討議」の p7 に「国民年金システムでのデータ保持は要件としない」とあるが、4月1日時点の住民基本台帳情報は所得情報依頼データを作成する際などに利用するため、基準日時点のデータは保持した方が良いのではないかと考える。(構成員)
- 住民記録では5月から6月に3月分の遡及分の異動が発生するなどがあるため、データを保持する際の懸念点として、遡及分の異動に対する対応を考慮する必要がある。(構成員)

- 皆様から頂いたご指摘を踏まえ、デジタル庁等に照会を行うこととする。(事務局)
- [機能・帳票要件における論点②:各種一覧の標準仕様書の取り扱い及び要件化範囲] 「各自治体の業務にて利用される一覧」に関するご意見を頂いている。これを踏まえ、国民年金システムにて出力すべき一覧の考え方について確認をさせていただきたい。現状、標準仕様書1.0版では、原則では一覧(内部帳票)はEUC機能を利用して出力を行うこととしており、一部の一覧のみ機能要件に記載をしている状況である。また、指定都市向け要件は「備考」に注記をしている。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、原則に従い一覧の追加に係るご意見の反映は見送りとして、必要な場合は他事務システムから出力をすることが適切ではないかと考える。また、行政区別の申請者情報の一覧を作成可能とする要件については、すでに類似する要件として、「申請者情報、再交付情報を一覧で確認できること」が定義されていることを踏まえて、新しく当該要件を追加することとしたい。対応案について、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 弊社システムでは一覧表に関わる資料は CSV でも出力でき、加工も可能としている。一覧は EUC 機能を利用して対応可能ならば十分ではないかと考える。なお、住民記録システムの異動に係る情報を一覧で確認できることという要件については、他システムの一覧表等と活用することも検討して良いかと考える。(構成員)
- 一覧は EUC 機能を利用という部分については特に意見はない。また、弊社システムでは外部 情報を必要とする一覧表の作成機能は具備している。(構成員)
- 「資料 2 業務及び機能帳票要件に対する論点討議」の p8 の「反映見送り」とされている ものについては、事務局案の通りで問題ないと考える。また、「要件追加」についても、事務 局案の通りで問題ないと考える。(構成員)
- 「指定された条件」で住民記録システムの異動に係る被保険者の情報の一覧」「税世帯から 非課税世帯へ変更された被保険者の一覧」「他市課税者である被保険者情報の一覧」について EUC を利用するということであるが、そのようにすると連携方式は国民年金システムにデー タを保持という方式であると考えて良いのか。(構成員)
- データ保持をしなければ出力できないということがあると思われるため、データ保持をする ことにもなると考える。なお、事業者の判断で方式は決めて良いと考えている。(事務局)
- 事業者の判断で方式を決めて良いという話だったが、この箇所は連携方式の大前提の部分であると考える。現状は基幹系業務との他システム連携機能において、国民年金用宛名情報/税務情報等の情報については、最新情報を保持する住民記録システムや個人住民税システムを都度参照する仕様を原則としている。なお、過渡期の運用を考慮し、必要に応じ、情報を保持して良いとしている。そのような中で「「指定された条件」で住民記録システムの異動に係る被保険者の情報の一覧」「税世帯から非課税世帯へ変更された被保険者の一覧」「他市課税者である被保険者情報の一覧」について EUC を利用して出力ということとすると、データ保持をしなければいけなくなり、原則と異なるため、連携方式は国民年金システムにデータを保持という方式で良いのかを確認したい。(構成員)
- 標準仕様書本紙に関わる箇所であり、その表現とご意見を踏まえて、整理をさせていただき たい。(事務局)
- ○「機能・帳票要件における論点③:計算・判定を行う機能における要件の記載方針]

「制度変更を見据え、「年金生活者支援給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、特定扶養数による加算額の単価」及び「計算式」の書き換えを可能とするように要件を修正する。」というご意見を頂いている。これを踏まえ、「計算式」や「係数」に関する機能について、ユーザー側で管理可能とするかを議論させていただきたい。標準仕様書1.0版では、年金生活者支援給付金等に係る参考情報として判定する際の情報はオプション項目として定義しており、計算用の情報は実装しない機能として定義している。なお、事務局の考えとしては、ユーザー側での管理機能は機能として過剰と考えている。従って、事務局による改版に向けた対応案としては、計算等に係る管理機能は実装せず、制度改正を契機とした各機能の見直しは、標準仕様書の改版により行うことを考えている。ワーキングチームでは「事務局案のとおりとする」という結論となった。(事務局)

- 弊社システムでは、そのような機能をライブラリとして保有している。ただ市町村によって 年金生活者支援給付金の所得限度額と扶養親族数による加算額、老人扶養数による加算額、 特定扶養数による加算額の単価は変わらない。また弊社では、金額を変更する際はプログラムを書き換えている。従って、ライブラリとして保有することは必須ではないと考える。(構成員)
- 免除において「計算式」や「係数」に関する管理機能は必要であり、給付に関して「計算 式」や「係数」に関する管理機能が必要か否かという議論と考えて良いか。(構成員)
- ご認識の通りである。(事務局)
- 弊社としても給付に関わる試算に関して「計算式」や「係数」に関する管理をユーザーにご 担当頂いていないため、事務局案の通りで良いと考える。(構成員)
- 年金生活者支援給付金は事務局案の通りで良いと考える。一方で免除については、弊社システムでは「計算式」や「係数」に関する管理はできないようになっているため、できれば免除において「計算式」や「係数」に関する管理機能は実装必須としては頂きたくはない。(構成員)
- 「ユーザー側で管理可能としない」という部分は一致しているため、要件の考え方等において補足説明を記載する方針とする。(事務局)
- [機能・帳票要件における論点④:事務処理基準に基づく受付処理簿記載項目のシステム化範囲] 「返付年月日は事務処理基準に基づき受付処理簿に記載する必須項目であるため、必須化する」「手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい」というご意見を頂いている。これを踏まえ、事務処理基準に則り受付処理簿に記載が求められる項目として、標準仕様書に規定する項目について確認をさせていただきたい。標準仕様書1.0版では、「受付処理簿」の記載対象となる事務処理は規定しているが、項目名までは定義していない。また、自治体によってシステム管理している項目と Excel や紙等のシステム外で管理している項目が混在している状況である。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、事務処理基準第4条において「受付処理簿」への記入事項として明示されている(1)受付年月日(2)受付番号(3)届書等の名称(4)氏名(住民基本台帳に通称が記載されており、本人から通称による記載の申出があった場合には通称を含む。)(5)処理経過(6)報告年月日に加えて、(7)その他必要な事項として事務処理基準第4条以外に記載がある項目は必須項目として追記することを考えている。また、その他にも現状の運用における管理項目の有無を自治体構成員へ確認したうえで、次回のワ

- ーキングチーム及びベンダー分科会にて当該管理項目の要否を討議したい。なお、ワーキングチームでは、自治体構成員へ情報提供の依頼が必要であり、且つ時間の都合もあり、討議未了となっている。(事務局)
- 事務処理基準の記載項目全てをシステム化する必要があるのかについて自治体に確認をすべきであると考える。(構成員)
- 過去の意見照会の意見として事務処理基準自体が現在の運用に適しているのかという疑義を 出された自治体もあったため、事務処理基準のみならず、現状の運用における管理項目の有 無を確認した上で、項目を整理するという方針で良いと考える。(構成員)
- 受付処理簿の項目に関して、多くの自治体は Excel 管理をしており、自治体によって項目がかなりバラバラになっていると思われる。これを踏まえると標準化が難しい箇所ではないかと考えている。 (構成員)
- 標準化可能かについて確認をするという観点も含めて、構成員である自治体の皆様より情報 提供をしていただいた上で事務局にて整理を行う。(事務局)
- [機能・帳票要件における論点⑤:各種処理条件に関する記載の取り扱い及び要件化範囲] 「任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できるとよいのではないか」というご意見を頂いている。これを踏まえ、「機能として定める範囲」「設計の範囲で検討する範囲」の切り分けを確認させていただきたい。標準仕様書1.0版では、異動報告書の作成有無は「異動報告の要否」にて判断する仕様としているが、判断に利用する具体的な項目は定めていない。また、作成有無の判断基準が「報告の要否」であり、任意項目で出力対象を選択可能か否かが判別しづらくなっている。これらを踏まえ、事務局による改版に向けた対応案としては、出力対象を設定する際の項目は定めずに、「任意の項目で出力対象を設定して、異動報告書を作成可能とする」要件を明示的に追加することを考えている。ワーキングチームでは「要件追加の必要性を精査すること」という結論となった。(事務局)
- 弊社システムには「任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できる」機能はなく、要望 もないため、必須要件とすべきではないと考える。(構成員)
- 弊社でも「任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できる」機能に関する要望は頂いたことはない。また、「任意の項目」というような曖昧性を持たせると、解釈次第になりベンダー側で実装が難しくなる。従って、要件追加を行うならば要件を明確に定義頂きたい。(構成員)
- 弊社システムには「任意の資格異動履歴等から異動届を帳票出力できる」機能があるため、 オプションの要件として頂きたい。 (構成員)

#### (3) その他

- 研究会やベンダー分科会では取り上げられない議題について、疑義や質問等があれば事務局 に連絡をして良いか。(構成員)
- ご連絡いただいて良い。また、ご連絡を踏まえ議題として取り上げるべきであれば論点として取り上げさせていただく。(事務局)

以上